

【勝央町内の福祉相談窓口】

1、勝央町役場 健康福祉部

子育て・福祉全般の相談や、手帳・福祉サービスの申請を受け付けています。

〒709-4334 勝央町平 242-1 ☎0868-38-7102

2、勝央町役場 税務住民部

特別児童扶養手当・児童手当・心身障害者扶養者報償金・重度心身障害者医療費・障害者年金・軽自動車税免除などの申請を受け付けています。

〒709-4316 勝央町勝間田 201 ☎0868-38-3115

3、勝央町地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を送るための相談支援機関です。

〒709-4334 勝央町平 242-1 ☎0868-38-3028

4、勝央町社会福祉協議会

日常生活支援事業・生活福祉資金貸付制度（P19参照）の窓口です。

〒709-4334 勝央町平 242-1 ☎0868-38-2160

5、勝央町身体障害者福祉協会

身体障害者同士の交流、福祉サービスの情報提供を行っています。

〒709-4334 勝央町平 242-1 ☎0868-38-2160

6、障害者相談員

町内にお住いの相談員さんが、障害についての相談を受け付けています。

・身体障害者相談員 小林 一次 ☎0868-38-4776

// 廣幡 博 ☎0868-38-2261

// 丸田美智子 ☎0868-38-3785

・知的障害者相談員 石原ひろみ ☎0868-38-6321

7、スマイル（親の会）

障害を持つ子供の親の会で、保護者同士で情報交換や子供たちの自立のための勉強会をしています。

〒709-4334 勝央町平 242-1 ☎0868-38-7102（事務局）

8、障害者相談支援事業所

障害者が自立した生活を送るために、専門的に支援を行っている相談機関です。

・勝田郡地域生活支援センター 虹

〒709-4311 勝央町岡 1338 ☎0868-38-0161

・障がい者相談支援センター ほのか

〒709-4306 勝央町美野 1111-1 ☎0868-38-0065

【勝央町外の福祉相談窓口】

1、岡山県身体障害者更生相談所

身体障害者手帳の交付、補装具・自立支援医療（更生医療）の支給判定を行っています。
〒700-0807 岡山県岡山市北区南方 2-13-1 ☎086-235-4577

2、岡山県精神保健福祉センター

精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療（精神通院）の認定を行っています。
〒703-8278 岡山市中区古京町 1-1-10-101 ☎086-272-4151

3、津山児童相談所（岡山県知的障害者更生相談所津山支所）

18歳未満の方の各種相談、療育手帳の判定を行っています。
〒708-0004 津山市山北 288-1 ☎0868-23-5131

4、美作保健所勝英支所

健康生活・精神保健などに関する相談、難病の医療費助成制度の申請を受け付けています。
〒707-8585 美作市入田 291-2 ☎0868-73-4054

5、美作県民局 福祉振興課

障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当の審査を行っています。
〒708-0051 津山市椿高下 114 ☎0868-23-1298

6、美作県民局 税務課

自動車税免除の申請を受け付けています。
〒708-8506 津山市山下 53 ☎0868-23-1272

7、備前県民局 税務部分室

自動車取得税免除の申請を受け付けています。
〒701-1133 岡山市北区富吉 5301-8 ☎086-286-8770

【手帳の交付】

1、身体障害者手帳

身体障害者の方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。

手帳の申請・変更の届出等については、下記の窓口で受付。

(対象者)

上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫などに障害がある方

(必要書類等)

- ・印鑑
- ・本人の顔写真 1 枚 (たて 4 センチ×よこ 3 センチ)
- ・県知事の指定を受けた医師の診断書 (紛失等による再発行の場合は不要)

(相談窓口)

健康福祉部 (38-7102)、岡山県身体障害者更生相談所 (086-235-4065)

2、療育手帳

知的障害者の方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。

児童相談所等で判定を受けてから、町に申請してください。

(対象者)

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された方

(必要書類等)

- ・印鑑
- ・本人の顔写真 1 枚 (たて 4 センチ×よこ 3 センチ)

(相談窓口)

健康福祉部 (38-7102)

岡山県知的障害者更生相談所津山支所 (津山児童相談所内) (23-5131)

3、精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。

手帳の申請・変更の届出等については、下記の窓口で受付。

(対象者)

統合失調症、うつ病などの気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる中毒・依存症、高次脳機能障害、発達障害 (自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等)、その他精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

(必要書類等)

- ・印鑑
- ・診断書 (手帳用) または年金証書 (障害年金) 等 (紛失等による再発行の場合は不要)
- ・本人の顔写真 (縦 4 センチ×横 3 センチ)

(相談窓口)

健康福祉部 (38-7102)、岡山県精神保健福祉センター (086-272-4151)

【障害児・障害者・要援護者の方への手当・年金等】

1、障害児福祉手当

(対象者)

20歳未満の重度（身体障害者手帳1級、療育手帳A）の心身障害児で、日常生活において常時介護を要する方

(支給額)

月額14,480円（毎年4月に、前年の消費者物価変動率に応じて手当額の変更がある。）

※所得制限あり。

(相談窓口)

健康福祉部（38-7102）

2、特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある児童を家庭において監護又は養育している方に対し、国が特別児童扶養手当を支給し、その児童の福祉の増進を図っています。

(対象者)

日本国内に住所があり、20歳未満の精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護している父母、又は養育している養育者の方

ただし、施設入所や障害を事由として年金を受け取ることができるときは、該当しない。

※所得制限あり。

(支給額)

種 類	手 当 月 額 (児童1人につき)
1級(重 度)	51,100円
2級(中 度)	34,030円

(相談窓口)

税務住民部（38-3115）

3、勝央町心身障害児扶養者報償金支給事業

(対象者)

勝央町に居住し、国が支給する特別児童扶養手当を受給している方

(支給額)

年額120,000円（前期・後期に分けている。）

ただし、勝央町心身障害者等長期介護者報償金と併せて受給することはできない。

(相談窓口)

税務住民部（38-3115）

4、障害基礎年金

障害基礎年金は、傷病により初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（初診日）において、その日から起算して1年6ヶ月を経過した日（障害認定日）に障害等級の1級又は2級に該当したとき、又は障害認定日に障害等級の1級又は2級に該当しなかった人が、65歳に達する日の前日までに障害等級に該当し、請求を行ったとき、その障害の程度に応じて支給されます。ただし、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の3分の2未満であるときは支給されません。

（対象者）

（1）国民年金の被保険者の方

（2）国民年金の被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満の方

（支給額）

種類	支給年額
1級	975,100円
2級	780,100円

（相談窓口）

税務住民部（38-3115）

5、特別障害者手当

（対象者）

20歳以上で重度（身体障害者手帳1級、療育手帳A）の心身障害を重複して有する方又はこれに準ずる程度の障害を有する方で、常時介護を必要とする方

（支給額）

月額26,620円（毎年4月に、前年の消費者物価変動率に応じて手当額の変更がある。）

※所得制限あり。

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）



6、勝央町特定疾患闘病者激励金支給事業

特定疾患闘病者及び人工透析患者の方に対し、激励金を支給しています。

(対象者)

毎年12月1日(以下「基準日」とする。)に次の全ての条件を満たす方

(1) 基準日以前に1年以上町内に居住している方

(2) 次に掲げるいずれかの方

①岡山県特定疾患治療研究事業実施要綱により特定疾患治療研究事業の認定を受け、かつ、治療中の方

②難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第1項に基づく支給認定を受け、かつ、治療中の方

③岡山県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要領により認定を受け、かつ、治療中の児童等の保護者の方

④腎不全等により人工透析を週1回以上受けている方

(3) 前年の所得税が非課税世帯の方

(4) 申請者及びその世帯員の中に、町税(使用料・徴収金を含む)の未納がない方

(支給金額)

年額60,000円(上記の条件に当てはまる方に限る。ただし、中途認定の方は月割計算により算出した額とする。)

(相談窓口)

健康福祉部(38-7102)

7、勝央町心身障害者等長期介護者報償金支給事業

常時介護を要する心身障害者(ねたきり老人及び認知症高齢者を含む。)の介護者に対し、報償金を支給しています。

(対象者)

申請のとき、引き続き1年以上勝央町内に居住し、次のいずれかに該当する方

(1) 障害等の程度が重度で、自ら日常生活能力に欠け、他の者の介護を常時必要とする障害者を引き続き6ヵ月以上介護している方(施設入所者は除く。)

(2) 介護保険法に基づく訪問調査により、第1次判定の介護度1から介護度5までに認定された者を常時在宅で介護している方

(支給金額)

・介護度1. 2. 3相当に該当する方 年額 60,000円

・介護度4. 5 相当に該当する方 年額 100,000円

介護保険法による在宅サービス及び支援費を利用していないときは、全額支給。介護保険の在宅サービスを利用中で、支給限度額(介護保険の限度額に準ずる)の1/2以内の利用のときは、半額支給。支給限度額の1/2以上利用のときは、支給対象外。

(相談窓口)

健康福祉部(38-7102)

【障害児・障害者の日常生活の支援】

1、障害者等日常生活用具給付等事業

障害者及び障害児（難病患者等も含む）（「障害者等」という。）に対し、日常生活用具の給付又は貸与をすることにより、自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行い、福祉の増進を図ります。

（対象者）

別表1及び別表2の「対象者」欄に掲げる障害者等で、町長が真に必要と認めただけ
ただし、障害者等の世帯員のうち最多納税者の前年度町民税所得割額が46万円以上のときは、対象外

貸与の対象者は、町民税所得割非課税世帯に属する方

（用具）

主な用具と詳細については、別表1のとおり。難病患者等については別表2のとおり。

（利用者負担）

給付は原則1割負担。貸与は無償。

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）

【別表1】

種目	障 害 者	障 害 児	対象者(障害児及び障害者)	性能等	
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台★	○	下肢または体幹機能障害2級以上。	腕・脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	
	特殊マット★	○	○	下肢または体幹機能障害1級以上。 (常時、介護を要する障害児・者に限る。)	床擦れの防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの。
	特殊尿器★	○	○	下肢または体幹機能障害1級。 (常時、介護を要する障害児・者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者または介護者が容易に使用し得るもの。
	入浴担架	○	○	下肢または体幹機能障害2級以上。 (入浴に当たって、家族等他人の介護を要する障害児・者に限る。)	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。
	体位変換器★	○	○	下肢または体幹機能障害2級以上。 (下着交換等に当たって、家族等他人の介護を要する障害児・者に限る。)	介護者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
	移動用リフト★	○	○	下肢または体幹機能障害2級以上。	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。(住宅改修は対象外)
	訓練いす 訓練用ベット		○	○	下肢または体幹機能障害2級以上。 腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自 立		○	○	下肢または体幹機能障害児・者であって、入浴に介護を必要とする者。	入浴時の移動・座位の保持・浴槽への入水等を補助でき、障害児・者または介護者が容易に使用し得るもの。

生活 支 援 用 具				ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
	便器（便器用手すりを含む）★	○	○	下肢または体幹機能障害 2 級以上。 障害児・者が容易に使用し得るもの。 ただし、取り替えに当たり住宅改修を除く。
	頭部保護帽	○	○	下肢または体幹機能障害 2 級以上の身体障害児・者。療育手帳 A で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの及び精神障害児・者。 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
	歩行補助つえ（一本杖）★	○	○	下肢または平衡及び体幹機能障害 2 級以上の障害児・者。 障害児・者が容易に使用し得るもの。 ただし、折りたたみ式を除く。
	移動・移乗支援用具（★介護保険用具）	○	○	平衡機能または下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介護を必要とする者。 おおむね、次のような性能を有する手すり・スロープ等であること。 （住宅改修は対象外） ①障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 ②転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。
	特殊便器	○	○	上肢障害 2 級以上。療育手帳 A で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者。 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。（住宅改修は対象外）
	火災報知機	○	○	障害等級 2 級以上または療育手帳 A である者及び精神障害児・者。 室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザー等で知らせ得るもの。
	自動消火器	○	○	障害等級 2 級以上または療育手帳 A である者及び精神障害児・者。 室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。
	電磁調理器	○		視覚障害 2 級以上または療育手帳 A であって 18 歳以上の者。 視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの。
歩行時間延長信号機用小型送信機	○	○	視覚障害 2 級以上。 視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	
聴覚障害者用屋内信号装置	○		聴覚障害 2 級以上。 （聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上、必要と認められる世帯。） 音・声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター・聴覚障害者用目覚時計・聴覚障害者用屋内信号灯を含む。	
在宅 療 養 等 支 援 用 具	透析液加温器	○	○	腎臓機能障害 3 級以上で、自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う障害児・者。 透析液を加温し、一定温度に保つもの。
	ネブライザー（吸入器）	○	○	呼吸器機能障害 3 級以上または同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者。 （同程度の身体障害者の場合、医師の証明書が必要） 障害児・者が容易に使用し得るもの。
	電気式たん吸引器	○	○	呼吸器機能障害 3 級以上または同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者。 （同程度の身体障害者の場合、医師の証明書が必要） 障害児・者が容易に使用し得るもの。

	酸素ボンベ運搬機	○		医療保険における在宅酸素療法を行う者。(医師の証明書が必要)	障害者が容易に使用し得るもの。
	盲人用体温計 (音声式)	○	○	視覚障害 2 級以上。(盲人のみ世帯及びこれに準ずる世帯。)	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。
	盲人用体重計	○		視覚障害 2 級以上(盲人のみ世帯及びこれに準ずる世帯。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		○	音声機能若しくは言語機能障害者または肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有する者。 (※人工喉頭と重複しての給付は行わない。)	携帯式で、言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの。
	情報・通信支援用具 (パソコン周辺機器アプリケーション等)	○	○	上肢または視覚障害 2 級以上で、当該用具を接続し、配置できる本体(パソコン)を所有する児・者。	障害児・者が容易に使用し得るもの。ただし、単品で使用できるものを除く。
	点字ディスプレイ (情報・通信支援用具を含む)	○		視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)であって、必要と認められる者。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。
	点字器	○	○	視覚障害 2 級以上。(※点字タイプライターと重複しての給付は行わない。)	点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの。
	点字タイプライター	○	○	視覚障害 2 級以上。(本人が就労若しくは就学しているかまたは就労が見込まれる者に限る。) (※点字器と重複しての給付は行わない。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	○	○	視覚障害 2 級以上。	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	○	○	視覚障害 2 級以上。	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用拡大読書器	○	○	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。
	盲人用時計	○		視覚障害 2 級以上。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	聴覚障害者用通信装置	○	○	聴覚障害児・者または発声・発語に著しい障害を有する者。	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの。
	聴覚障害者用情報受信装置	○	○	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。	聴覚障害者が容易に使用し得るもの。
人工喉頭	笛式	○	○	音声機能若しくは言語機能障害またはそしゃく機能障害を有し、喉頭摘出等により発音が困難な障害児・者で、人工喉頭を使用することにより発音が得られる者。(※携帯	≪笛式≫呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。
	電動式	○	○	により発音が得られる者。(※携帯	≪電動式≫顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内

			用会話補助装置と重複しての給付は行わない。）	に導き構音化するもの。（電池または充電器を含む。）
	福祉電話（貸与）	○	難聴者または外出困難な身体障害者（原則として２級以上）	障害者が容易に使用し得るもの。
	ファックス（貸与）	○	聴覚または音声機能若しくは言語機能障害３級	障害者が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	○ ○	視覚障害児・者。	編集・校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文章の作成及び音声化ができるもの。
	点字図書	○ ○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者。	点字により作成された図書。
排泄管理支援用具	紙おむつ	○ ○	次のうちいずれかに該当する障害児・者。 ①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためのストマ用装具を装着することができない者。 ②先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある障害児・者で紙おむつ等の用具類を必要とする者。 ③脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、医師の診断書により必要性があると認められた者。	次のいずれかのもので、障害児・者が容易に使用し得るもの。 ①紙おむつ ②サラシ・ガーゼ・脱脂綿
	ストマ用装具（蓄便袋）（蓄尿袋）	○ ○	人工肛門若しくは人工膀胱を設けている膀胱・直腸機能障害児・者。	ストマ用品であって、障害児・者が容易に使用し得るもの。（ストマ用品・・・皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のための使用する各種用品）
	収尿器	○ ○	下肢または体幹機能障害２級以上で、常時失禁状態にある排尿機能障害児・者。	採尿器と蓄尿器で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの。
住宅改修費	居宅生活動作補助用具★	○ ○	下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害児・者であって、障害等級３級以上の者。特殊便器への取り替えは、上肢障害２級以上の者に限る。（※借家等の場合は所有者の同意書が必要。その住宅につき１回限り。また、新築・増築は認められない。）	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、次に掲げるもの。 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための通路及び床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤和式便器から洋式便器等への便器の取替え ⑥その他、前号付帯して必要な工事

- ※ 介護保険対象者は介護保険制度による給付・貸与とする。(★印の用具)
- ※ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- ※ 複合機能が付帯した福祉用具については、主たる障害が実施要綱に示すものと合致しない場合は、日常生活用具の給付としないものとする。
- ※ 紙おむつについては最大2箇月分、ストマ用装具については、最大4箇月分まで給付できるものとする。

【別表2】

難病患者等日常生活用具の種目等

種目	対象者	性能等
便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊尿器	自力で排尿ができない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易にし得るもの。

2、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、本人とその介護者の日常生活の便宜を図ります。

(対象者)

別表の「対象者」欄に掲げる方で、勝央町長が真に必要と認めの方

(用具)

主な用具と詳細については、別表のとおり。

(利用者負担)

児童の世帯の所得段階により、一部負担金あり。

(相談窓口)

健康福祉部 (38-7102)

【別表】

種目	対象者	性能等
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿ができない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。

3、補装具費支給事業

障害者及び障害児（難病患者等も含む）（「障害者等」という。）の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等の購入又は修理費用の一部又は全部を支給します。

（対象者）

補装具を必要とする障害者等の方

（補装具の種類）

主なもの・・・車いす、電動車いす、補聴器、義肢、歩行器、座位保持装置（児童）等

（利用者負担）

原則1割負担。ただし、下表のとおり所得に応じて一定の負担上限があります。

利用者世帯の階層区分	月額負担限度額
生活保護世帯の方	0円
町民税非課税世帯の方	0円
町民税課税世帯の方	37,200円
町民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の世帯の方	補助対象外

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）

4、難聴児補聴器交付事業

軽度、中度の難聴のある児童に補聴器の購入費等の一部を支給します。

（対象者）

両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の方（ただし、町民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は対象外）

（支給額）

購入費等の3分の2（補聴器の種類ごとに上限額あり）

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）

5、自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

（対象者）

自立支援医療（精神通院・更生・育成）の対象となる方（一定所得以上の者を除く）

（利用者負担）

原則1割負担。医療保険の世帯の所得額に応じて一月当たりの負担額に上限あり。ただし、入院時の食事及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）

6、障害福祉サービス

障害者及び障害児（難病患者等も含む）（「障害者等」という。）に対し、その障害の程度等に応じて日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うサービスです。

（対象者）

障害者等の方

（サービス）

サービスは、別表のとおり。

サービスの内容や頻度は、審査会により決定される障害支援区分による。

（利用者負担）

原則1割負担。ただし、負担が大きくなり過ぎないように、上限額の設定あり。

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）

【別表】障害者総合支援法による障害福祉サービス一覧

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害者に、外出時の同行支援、視覚的情報の支援等を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います

付	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
地域 相談 支援 給付	地域移行支援	障害者支援施設の入所者又は精神科病院に入院している精神障害者に、地域生活へ移行するための支援を行います
	地域定着支援	単身等で生活する障害者に、地域生活を継続していくための必要な支援を行います
地域 生活 支援 事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	日中一時支援	一時的に見守りなどの支援が必要な方に活動の場を提供します
障害児 通所 サ ー ビ ス	児童発達支援	未就学の障害児等に、日常動作の訓練や集団への適応訓練等を行います
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に、児童発達支援及び医学的な管理下での支援を行います
	放課後等 デイサービス	就学児に、生活能力向上の訓練や社会交流促進の支援を行います
	保育所等訪問支援	保育所等へ支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的支援を行います

7、心身障害者医療費公費負担制度

心身障害者が必要とする医療を受けやすくするため、その医療費の一部を補助することによって心身障害者の健康保持と福祉の増進を図ることを目的とします。

(対象者)

- (1) 重度身体障害者（身体障害者手帳1、2級）の方
- (2) 重度知的障害者（療育手帳A）の方
- (3) 中度の知的障害者（療育手帳B）で、かつ身体障害者（身体障害者手帳3級）の方

ただし、上記の(1)～(3)に該当する方のうち、65歳以上で新たに該当した方は、対象外

※対象者とその世帯員に所得制限あり。

(相談窓口)

税務住民部（38-3115）

8、後期高齢者医療制度

75歳以上の高齢者が対象の医療制度ですが、一定の障害がある65歳以上75歳未満の方は申請し、認定されれば制度の対象となります。

(対象者)

- (1) 75歳以上の方
- (2) 65歳以上75歳未満で、以下のいずれかの方
 - ①身体障害者（身体障害者手帳1級から3級、4級の一部）の方
(音声、言語に関する障害／下肢に関する障害の一部)
 - ②重度知的障害者（療育手帳A）の方
 - ③精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の1、2級）の方
 - ④国民年金法等における障害年金受給者（1、2級）の方

(利用者負担)

現役並みの所得がある方は3割、一般及び低所得の方は1割

(相談窓口)

税務住民部（38-3115）

9、身体障害者自動車改造費・運転免許取得費助成事業

身体障害者の就労等社会参加のために、自動車の一部を改造する際、又は運転免許を取得する際の費用の一部を助成します。

(対象者)

(1) 自動車改造費助成

身体障害者(上肢、下肢又は体幹機能)で、自らが所有し、運転する車の操向装置及び駆動装置の一部を改造することにより、就労等社会参加が認められる方(5年間経過後、再申請可)

(2) 運転免許取得費助成

身体障害者で、運転免許取得により、就労等社会参加が認められる方

※(1)、(2)ともに、所得制限あり。

(助成額)

(1) 自動車改造費・・・上限額 100,000 円

(2) 運転免許取得費・・・費用の3分の2以内の額で、上限額 100,000 円

(相談窓口)

健康福祉部(38-7102)

【要援護者の地域生活・日常生活の支援】

1、勝央町地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送るため、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護などさまざまなサービスを、包括的・継続的に提供していく総合機関です。介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなどの相談にも対応します。

(設置場所)

勝央町総合保健福祉センター内

(配置職員)

○主任介護支援専門員 1名 ○保健師 1名 ○社会福祉士 1名

○介護支援専門員 2名 ○相談員 1名

(連絡先)

勝央町地域包括支援センター (38-3028)

2、勝央町緊急通報システム事業

ひとり暮らし老人又は重度身体障害者等に対し、緊急通報システムを貸与することにより、日常生活における不安の解消と急病、災害時に迅速かつ適切な対応を図ります。

(対象者)

(1) おおむね65歳以上の一人暮らし老人で援護を要する方

(2) 外出困難な重度身体障害者(身体障害者手帳1、2級)で一人暮らしの方

(3) おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、いずれか一方が寝たきり又は介護を要する方

(4) その他、町長が必要と認めた方

(相談窓口)

健康福祉部 (38-7102)



3、配食サービス事業

独居高齢者世帯等で低栄養におちいる可能性があり食事の支援が必要な方に対し、健康状態の把握、安否の確認等及び栄養状態の改善を目的としています。

(対象者)

- (1) 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯で町内在住の方
- (2) 食生活の改善または食事の支援が必要な方
- (3) 町長が必要と認める方

(サービス内容)

実施日：毎週月曜日から金曜日までの指定日（祝日お盆及び年末年始を除く）

配食内容：指定日に対象者の自宅まで配達

食事内容：ご飯とおかず

(利用料)

1食450円（おかずのみの場合も同じ）

(実施主体)

勝央町（町社会福祉協議会に委託）

(相談窓口)

健康福祉部（38-7102）



4、介護予防二次予防事業

二次予防対象者把握事業により把握された二次予防対象高齢者に対し、介護予防を目的とした事業を実施しています。うつ、認知症、閉じこもりのおそれがある高齢者に対して生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態への防止を図ります。

(サービス内容)

生活指導、運動指導、日常動作訓練、健康チェック

(対象者)

町内に居住し、おおむね65歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある虚弱高齢者等で、かつ、二次予防対象者把握事業により把握され、介護予防ケアマネジメント事業により事業実施が適当とされた二次予防対象高齢者の方

(利用者負担)

無料

(実施主体)

勝央町（町社会福祉協議会に委託）

(相談窓口)

健康福祉部（38-7102）

5、地域福祉推進団体助成金事業

町内の要援護者及び高齢者の在宅福祉の推進を図るため、地域住民が一体となって取り組んでいる団体に助成金を交付します。

(助成金額)

(1) 団体助成金…地区 65 歳以上人口×200 円

(2) 地区福祉推進活動助成金…地区 65 歳以上人口×1,000 円

ただし、①及び②いずれかの場合 1/2

①友愛訪問活動(恒常的な訪問活動を行っていることを年 5 回以上実施)

②要援護者支援活動(デイサービスに準ずる活動を年 2 回以上実施)

(3) 要援護者支援活動加算金

要援護者支援活動を年 6 回～11 回…20,000 円 年 12 回以上…50,000 円

(相談窓口)

健康福祉部 (38-7102)

6、生活福祉資金貸付制度

低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

(対象者)

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の方

(資金の種類)

総合支援資金、教育支援資金、福祉資金、不動産担保型生活資金

(相談窓口)

町社会福祉協議会 (38-2160)

7、日常生活支援事業

福祉サービスの利用や日常的な金銭のやりとりに不安がある方に対し、地域の中で安心した生活が送れるようにお手伝いをする制度です。

(サービス種類)

福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等
(相談窓口)

町社会福祉協議会 (38-2160)

8、老人ホームへの入所

老人ホームへの入所等の措置により、高齢者の生活の安定を目的としています。

(1) 養護老人ホームへの入所

65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を措置する。

(2) 特別養護老人ホームへの入所

介護保険法により、本人等が直接施設に申し込む。

(相談窓口)

健康福祉部 (38-7102)

9、家族介護教室

高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護に関すること、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催しています。

(実施日)

毎月1回程度

(相談窓口)

勝央町地域包括支援センター (38-3028)



【障害者・要援護者の方への税控除・割引等】

《税金の控除等》

1. 所得税の控除

(対象者)

障害者、障害者の配偶者・扶養家族の方

(控除額)

①障害者控除：納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に該当するとき、一定の所得控除が受けられる。

障害者控除（中・軽度） 1人につき27万円

特別障害者控除（重度） 1人につき40万円

②配偶者控除額は下表のとおり。

	同居特別障害者である方	左記以外の方
一般の控除対象配偶者	73万円	38万円
老人控除対象配偶者	83万円	48万円

③扶養控除額は下表のとおり。

	同居特別障害者である方	左記以外の方
一般の扶養親族	73万円	38万円
特定扶養親族	98万円	63万円
老人扶養親族	同居老親等以外の方	48万円
	同居老親等	58万円

※特定扶養親族とは、扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人を指す。

(相談窓口)

税務住民部（38-3114）

2. 住民税の控除

(対象者)

障害者、障害者の配偶者・扶養家族の方

(控除額)

障害者控除	26万円
特別障害者控除	30万円
同居特別障害者扶養控除	56万円
同居特別障害者配偶者控除	56万円

(相談窓口)

税務住民部（38-3114）

3. 相続税の控除

(対象者) 85歳未満の障害者の方

(控除額) 相続したとき、次の額が相続税から控除される

(85歳一年齢) × 10万円 ※特別障害者は、×20万円

(相談窓口) 津山税務署 (0868-22-3147)

4. 贈与税の控除

(対象者) 特別障害者の方

(控除額) 特別障害者に対し、信託契約に基づき財産の信託があったときは、6,000万円までは贈与税がかからない。

(相談窓口) 津山税務署 (0868-22-3147)

5. 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免

(対象者)

障害者とその介護者の方

(内容)

(1) 運転者が障害者本人のときは、使用目的は問わない。

(2) 運転者が障害者と同居の家族のときは、障害児や障害者の生業(通院・通学・通勤)のため週1回または月4回以上利用している証明書が必要。

(相談窓口)

内容によって、窓口が異なるので注意してください。※障害の程度に制限あり。

内容	相談窓口
自動車取得税	備前県民局税務部分室(086)286-8770
自動車税	美作県民局税務課 (0868) 23-1272
軽自動車取得税	備前県民局税務部分室(086)286-8770
軽自動車税	税務住民部 38-3115

6. 障害者等の非課税貯蓄制度

(対象者) 身体障害者の方

(内容) 預金・公債・郵便貯金等のそれぞれ元本が350万円までの利子に対して税金がかからない。

(相談窓口) 津山税務署 (0868-22-3147)・金融機関の窓口



《交通・移動の援助》

1. JRの運賃割引

(対象者) 障害者とその介護者の方

(控除額) 本人のみ : 50%割引 (片道 100km を越える区間)

介護者同伴 : 50%割引 (距離制限なし) ※第2種の方は介護者割引なし

(相談窓口) JR 津山駅 (0868-22-5357)

2. バス、旅客船の運賃割引

(対象者) 障害者とその介護者の方

(控除額) 本人のみ : 50%割引

介護者同伴 : 50%割引 ※第2種の方は介護者割引なし

(相談窓口) 宇野バス (086-225-3311) 中鉄バス (086-250-1131)

美作共同バス (0868-75-3132) JRバス (06-6371-0121)

両備フェリー (086-274-1222) 小豆島フェリー (0863-21-3540)

3. 航空運賃の割引

(対象者) 障害者とその介護者の方

(控除額) 本人のみ : 割引有

介護者同伴 : 割引有 ※第2種の方は介護者割引なし

※割引率は各航空会社、路線により異なる

(割引情報) ANA ホームページ <http://www.ana.co.jp/>

JAL ホームページ <http://www.jal.co.jp/>



4. タクシー運賃の割引

(対象者) 障害者とその介護者の方

(控除額) 10%割引

(相談窓口) 各タクシー会社 英田交通 (0868-72-1120) 安全タクシー (38-0233)

滝川交通 (38-2124)

5. 有料道路の割引

(対象者) 身体障害者、知的障害者、重度障害者の介護者の方

(割引率) 本人が運転するとき : 50%割引 (第1種・2種ともに)

介護者が運転するとき (本人同乗) : 50%割引 (第1種のみ)

※重度の範囲…JR旅客運賃割引制度で規程する第1種と同じ

※2年ごとの更新が必要。

(相談窓口) 健康福祉部 (38-7102)

6. 勝央町福祉バス

勝央町内の公共施設や病院、学校等への利便性を図るとともに、一般の人や交通弱者の社会参加を促進し、町の活性化を図ることを目的に運行しています。

(運行ルート)

町内を2コースに分け、勝央町総合保健福祉センター発着で運行。フリー乗降。

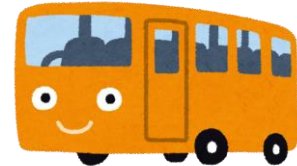
※但し、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は運休。

(利用者負担)

無料

(窓口)

健康福祉部 (38-7102)



7. ほっとパーキング制度 (駐車スペースの利用)

(対象者) 次のいずれかの方 (歩行が困難な方)

身体障害者 (対象とならない障害・等級あり)、知的障害者 (療育手帳 A)、精神障害者 (1 級)、高齢者 (要介護 1 以上)、難病患者、妊産婦、けが人 (診断書要)

(利用方法)

市町村または県の機関で申請し、①や②のような利用証を受け取る。

③の看板がある公共の駐車場で利用可能。駐車時にルームミラーに掛ける。

(窓口)

健康福祉部 (38-7102) または岡山県機関

①



身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者等用

②



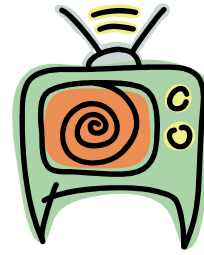
けが人、妊婦等用 (期限付きで交付されます。)

③



《公共料金の減免》

1. NHK放送受信料の割引



(対象者)

障害者の方

(控除額)

全額免除：障害者のいる世帯で生活保護を受けている世帯
または市町村民税非課税世帯

半額免除：下記の方が世帯主で受信契約者のとき

1. 視覚障害または聴覚障害 1級～6級
2. 身体障害者 1級, 2級
3. 療育手帳 程度A
4. 障害者手帳(精神) 1級

(相談窓口)

健康福祉部 (38-7102)、NHK岡山放送局 (086-214-4740)

2. 携帯電話料金の割引



(対象者)

障害者の方

(相談窓口)

NTTドコモ	携帯電話から	151	一般電話から	0120-800-000
au by KDDI	携帯電話から	157	一般電話から	0077-7-111
ソフトバンクモバイル	携帯電話から	157	一般電話から	0800-919-0157

平成28年2月制作

勝央町役場 健康福祉部

〒709-4334 勝田郡勝央町平 242-1
☎0868-38-7102 FAX0868-38-7103